

# 『夜間。你目訓練』

政府の「人生100年時代構想会議」が平成30年6月に公表した「人づくり革命」の基本構想には、在職者(週20H以下の短時間労働者等)が利用しやすいような夜間・土日の教育訓練コースを推進することが盛り込まれています。これを踏まえ、求職者支援訓練においても平成31年度から『夜間・休日訓練』の実施機関を募集します。

# 想定される「夜間・休日訓練」実施機関の条件

- ●交通の便が良く、19時以降に訓練が終了しても公共交通機関を利用して帰宅可能な 場所で訓練を実施している。
- ●IT分野、デザイン分野、営業・販売・事務分野の訓練(※)を実施しており、夜間・休日でも訓練実施の体制を整備できる。

# これらに該当する場合は、「夜間・休日訓練」の実施をぜひご検討ください!

※ これらは「重点的に取り組む訓練分野」であり、他の訓練分野であっても「夜間・休日訓練」を実施することは可能です。

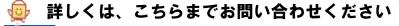
# 訓練を実施するための要件緩和を予定しています

- ●同一教室で昼間・夜間2部制の訓練を実施する場合、受講生が入れ替わるための時間を30分確保することとしている制限を撤廃します。
- ●夜間訓練に関しては、食事の時間を45分以上確保する扱いを撤廃します。
- ●原則として申請機関以外が担当することとしている職場見学、職場体験、職業人 講話について、夜間訓練では申請機関が担当できることとします。

### ※平成31年4月以降開講訓練科からの適用を予定しています

# 【注意事項】

- ①「夜間・休日訓練」であっても原則として月100時間以上の訓練時間を確保する必要があります。
- ②「夜間・休日訓練」であっても質疑応答の時間を含めて22時までに終了する必要があります。
  - (必ずしも夜間と休日両方に設定する必要はありません※平日夜間のみでも可)
- \*以下の(1),(2)のいずれかに該当する訓練を『夜間・休日訓練』と言います。
  - (1)「夜間訓練」: 開始時刻は問わず、19時以降に終了する訓練
  - (2) 「休日訓練」:訓練期間中の土曜日、日曜日及び祝日のいずれか1日でも 行われる訓練(100時間算定対象となるか否かを問いません)





独立行政法人高齡·障害·求職者雇用支援機構 Japan Organization for Employment of the Eldonly, Persons with Disabilities and Job Seekers

大阪支部求職者支援第一課 TEL: 06-6383-0981